

石川県公報

令和 3 年 12 月 22 日 (水曜日)

号 外

(第 79 号)

目 次

条 例
○石川県税条例の一部を改正する条例 (税 務 課) 1

条 例

石川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十二日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十六号

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例 (昭和二十九年石川県条例第二十三号) の一部を次のように改正する。

附則第二十条第二項中「令和三年度」を「令和八年度」に改め、同条第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

